避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）
第４版

令和８年５月

苫小牧市

〈　目　　次　〉

１　避難情報の発令対象とする洪水等……………………………………………２

２　避難情報の発令対象区域…………………………………………………………３

３　避難情報の発令を判断するための情報……………………………………６

４　河川の水位と発表される洪水予報等………………………………………８

５　避難情報の発令により居住者等がとるべき行動…………………………９

６　避難情報の発令基準…………………………………………………………10

７　避難情報の解除基準…………………………………………………………19

８　協力・助言を求めることのできる機関……………………………………19

９　避難情報の伝達方法…………………………………………………………20

10　避難情報の伝達文……………………………………………………………21

11　主要水位・雨量観測所一覧…………………………………………………23

巻末資料

洪水浸水予測図（苫小牧川洪水ハザードマップ　勇払・安平川洪水ハザードマップ）

1　避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

①　河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

※具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

②　浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

※住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

③　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

※氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

２　避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象となる区域は水防法により指定されている水位周知河川の洪水浸水想定区域をもとに避難情報の発令対象区域を設定。具体的には浸水想定区域内において床上浸水以上（浸水深0.5m以上）が見込まれる地域を選定するが、発令時の河川の状況、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を対象とする。

※水位周知河川：苫小牧川、勇払川、安平川

【苫小牧川】

想定雨量	対象区域	備考
5時間雨量 183㎜	字高丘の一部、清水町の一部、木場町の一部、山手町の一部、北光町の一部、見山町の一部、花園町の一部、啓北町の一部、有珠の沢町の一部	予測浸水深が0.0m～0.5m程度であり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	字高丘の一部、清水町の一部、木場町の一部、山手町の一部、北光町の一部、見山町の一部、花園町の一部、啓北町の一部、有珠の沢町の一部	予測浸水深が0.5m～3.0m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
5時間雨量 386㎜	字高丘の一部、清水町の一部、木場町の一部、表町の一部、王子町の一部、山手町の一部、北光町の一部、白金町の一部、弥生町の一部、矢代町の一部、見山町の一部、花園町の一部、啓北町の一部、青葉町の一部、大成町の一部、新富町の一部、有珠の沢町の一部、松風町の一部、豊川町の一部、桜木町の一部、光洋町の一部、日吉町の一部	予測浸水深が0.0m～0.5m程度であり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	字高丘の一部、清水町の一部、木場町の一部、王子町の一部、山手町の一部、北光町の一部、白金町の一部、弥生町の一部、矢代町の一部、見山町の一部、花園町の一部、啓北町の一部、有珠の沢町の一部、松風町の一部、豊川町の一部、桜木町の一部、大成町の一部、新富町の一部、光洋町の一部、日吉町の一部	予測浸水深が0.5m～3.0m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域

【勇払川】

想定雨量	対象区域	備考
24時間雨量 210mm	あけぼの町の一部、拓勇西町の一部、拓勇東町の一部、北栄町の一部、ウトナイ北の一部、ウトナイ南の一部、沼ノ端中央の一部、字沼ノ端の一部、字勇払の一部、字弁天の一部、字柏原の一部	予測浸水深が0.0m～0.5mであり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	あけぼの町の一部、北栄町の一部、ウトナイ北の一部、ウトナイ南の一部、沼ノ端中央の一部、字沼ノ端の一部、字勇払の一部、字弁天の一部、字柏原の一部	予測浸水深が0.5m～3m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
	字勇払の一部、字弁天の一部、字柏原の一部	予測浸水深が3.0m以上予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
24時間雨量 439mm	三光町の一部、日の出町の一部、船見町の一部、新明町の一部、明野新町の一部、柳町の一部、あけぼの町の一部、新開町の一部、一本松町の一部、晴海町の一部、沼ノ端中央の一部、東開町の一部、ウトナイ北の一部、ウトナイ南の一部、字沼ノ端の一部、字勇払の一部、字柏原の一部	予測浸水深が0.0m～0.5mであり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	三光町の一部、新明町の一部、明野新町の一部、柳町の一部、あけぼの町、新開町の一部、一本松町の一部、晴海町の一部、明野元町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町、ウトナイ北、ウトナイ南、沼ノ端中央、東開町、字沼ノ端の一部、字植苗の一部、字柏原の一部、字勇払の一部、字弁天の一部	予測浸水深が0.5m～3.0m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
	あけぼの町の一部、字勇払の一部、字弁天の一部、字柏原の一部	予測浸水深が3.0m以上予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域

【安平川】

想定雨量	対象区域	備考
24時間雨量 210㎜	字柏原の一部、字弁天の一部、字勇払の一部	予測浸水深が0.0m～0.5mであり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	字柏原の一部、字弁天の一部、字勇払の一部、字静川の一部	予測浸水深が0.5m～3m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
	字弁天の一部、字静川の一部	予測浸水深が3.0m以上予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
24時間雨量 439㎜	字弁天の一部	予測浸水深が0.0m～0.5mであり、警戒すべき区域であるが、降雨の状況等を総合的に考慮して避難を判断する地域
	字柏原の一部、字弁天の一部、字勇払の一部、字静川の一部	予測浸水深が0.5m～3m程度予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
	字柏原の一部、字弁天の一部、字勇払の一部、字静川の一部	予測浸水深が3.0m以上予測されている箇所があり、立ち退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域

※洪水浸水想定区域はＰ24及びＰ25　巻末資料　洪水浸水予測図（ハザードマップ）を参照

【浸水の目安】

浸水深	浸水深の目安
0.5m未満	1階床下浸水
0.5m～3m未満	1階床上浸水
3m～	2階浸水

※水位周知河川以外のその他の河川

水位周知河川以外のその他の河川については、水位情報や降雨の状況、現地の状態に基づき避難の要否を判断する。

なお、幌内川、錦多峰川等は北海道が管理する水位観測所の水位情報を参考とすることができる。

（Ｐ23　主要水位・雨量観測所一覧を参照）

【参　考】〇水位周知河川

水防法の規定により、洪水予報河川（胆振管内では鵡川が対象）以外の河川で洪水により国民経済上相当な損害が生ずるおそれのある河川として都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、避難の目安となる避難判断水位を定め、水位がこれに達したときには、その旨を市町村等に通知することとしている。

３　避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。（全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を 11 に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。）
	気象防災速報（記録的短時間大雨）	気象庁	レベル３大雨警報等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	気象防災速報（線状降水帯発生）	気象庁	線状降水帯が発生し、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっているときに発表される。
	気象防災速報（線状降水帯直前予測）	気象庁	今後３時間以内に、線状降水帯発生の可能性が高まった場合に、発表される。
	気象解説情報（線状降水帯半日前予測）	気象庁	線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される。
気象に関する警報等（注意報・警報・危険警報・特別警報）・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル２ 大雨注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル２大雨注意報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル２大雨注意報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル３ 大雨警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況又は３時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル４ 大雨危険警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表（流域雨量指数がレベル４危険警報基準に実況又は３時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表（表面雨量指数がレベル４大雨危険警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル５ 大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	レベル２ 氾濫注意報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル２。
	レベル３ 氾濫警報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
	レベル４ 氾濫危険警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
	レベル５ 氾濫特別警報	気象庁	氾濫が発生または切迫したときに発表される。
	その他		
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの３時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日４回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国・北海道	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		・北海道防災ポータル ・気象庁 HP ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
	水位到達情報（河川）	国・北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10 分毎	・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）
	水位到達情報（下水道）	北海道・市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・北海道防災ポータル
	流域雨量指数の 6 時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、大雨警報等の判断基準と比較することで河川毎の 6 時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル３高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10 分毎	・気象庁 HP
	洪水キキクル	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の 3 時間先までの面的な把握の参考になる。	10 分毎	・気象庁 HP
	浸水キキクル	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。１時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁 HP
	大雨キキクル	気象庁	洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ね合わせ、危険度の高いものを優先表示させたもので、大雨に関する警報等が発表された場合に、どこで大雨による危険度が高まっているか把握することに活用できる。	10 分毎	・気象庁 HP

４　河川の水位と発表される洪水予報等

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル５		
	氾濫の発生 氾濫発生水位	レベル５氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報[大雨]）
レベル４ （危険）		
	氾濫危険水位	レベル４氾濫危険情報 （警戒レベル４相当情報[大雨]）
レベル３ （警戒）		
	避難判断水位	レベル３氾濫警戒情報 （警戒レベル３相当情報[大雨]）
レベル２ （注意）		
	氾濫注意水位	レベル２氾濫注意情報 （警戒レベル２相当情報[大雨]）
レベル１		
	水防団待機水位	

※　それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル２水位）、避難判断水位（レベル３水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

※　水位到達情報については、室蘭建設管理部の避難情報着目型タイムラインに合わせ「警戒レベル〇相当情報[大雨]と表記する。

〇情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位【レベル２水位】　水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位

②避難判断水位【レベル３水位】　警戒レベル３高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

③氾濫危険水位【レベル４水位】　警戒レベル４避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

④氾濫発生水位【レベル５水位】　警戒レベル５緊急安全確保の発令の目安、居住者等の屋内安全確保、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が発生している可能性のある水位

■水位到達情報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[大雨]）
- 氾濫が発生又は切迫したとき
- 氾濫発生水位に到達したとき

②氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[大雨]）
- 氾濫危険水位に到達したとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[大雨]）
- 避難判断水位に到達したとき

④氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[大雨]）
- 氾濫注意水位に到達したとき

５　避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区　分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	（災害対策基本法第５６条第２項） 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	（災害対策基本法第６０条第１項） 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害対策基本法第６０条第３項） 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

６　避難情報の発令基準

（１）苫小牧川（水位周知河川）

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	レベル３氾濫警戒情報やレベル３大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル３高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル３水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する場合等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 ＜確認情報・計測情報＞ １　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である8.70mに到達した場合 ２　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ①　堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ３　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である7.94mを超えた状態で、高丘地点上流の水位観測所の水位の状況から、高丘地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である 7.94m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　レベル３大雨警報が発表され、苫小牧川の洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（※レベル３大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②　高丘地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。	**【5時間雨量183㎜】** ・字高丘の一部・清水町の一部 ・木場町の一部・山手町の一部 ・北光町の一部・見山町の一部 ・花園町の一部・啓北町の一部 ・有珠の沢町の一部 ※浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 以下の地区は状況により避難を判断する地区 ・字高丘・清水町・木場町 ・山手町・北光町・見山町 ・花園町・啓北町・有珠の沢町 **【5時間雨量386㎜】** ・字高丘の一部・清水町の一部 ・木場町の一部・王子町の一部 ・山手町の一部・北光町の一部 ・白金町の一部・弥生町の一部 ・矢代町の一部・見山町の一部 ・花園町の一部・啓北町の一部 ・有珠の沢町の一部 ・松風町の一部・豊川町の一部 ・桜木町の一部・大成町の一部 ・新富町の一部・光洋町の一部 ・日吉町の一部 ※浸水深が0.5mを超える予想がされている地区 以下の地区は状況により避難を判断する地区 ・字高丘・清水町・木場町 ・表町　・王子町・山手町 ・北光町・白金町・弥生町 ・矢代町・見山町・花園町 ・啓北町・青葉町・大成町 ・新富町・有珠の沢町 ・松風町・豊川町・桜木町

【警戒レベル４】 避難指示	レベル４氾濫危険情報やレベル４大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル４避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル４避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 ＜確認情報・計測情報＞ １　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である8.90mに到達した場合 ２　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ①　堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ３　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である8.70mを超えた状態で、高丘地点上流の水位観測所の水位の状況から、高丘地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である 8.70m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　レベル４大雨危険警報が発表され、苫小牧川の洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（※レベル４大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②　高丘地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断	・光洋町・日吉町
【警戒レベル５】 緊急安全確保	レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 ＜確認情報＞ １　堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞	

	２　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）である9.73ｍに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ３　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 　①　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ４　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、高丘地点上流の水位観測所の水位の状況から、高丘地点で氾濫のおそれがある場合 ５　苫小牧川の高丘水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、苫小牧川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 ６　レベル５大雨特別警報が発表され、苫小牧川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル５大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ※これらの情報は、レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準１～２に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル５氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[大雨]）を発表することとなっており、レベル５氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル５緊急安全確保を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

※水位観測所等の詳細は「Ｐ23　主要水位・雨量観測所一覧」を参照

【避難先】

豊川小学校、北星小学校、啓北中学校山なみ分校、糸井小学校、苫小牧中央高等学校、光洋中学校、啓北中学校、大成小学校、北光小学校、苫小牧西高等学校、苫小牧西小学校、開成中学校、清水小学校、苫小牧東高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧東小学校、苫小牧東中学校、若草小学校、和光中学校、美園小学校、緑小学校、駒澤大学附属苫小牧高等学校、明野小学校、明野中学校

（２）勇払川（水位周知河川）

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	レベル３氾濫警戒情報やレベル３大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル３高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル３水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する場合等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 ＜確認情報・計測情報＞ １　勇払川の沼の端水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である2.80mに到達した場合 ２　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ①　堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ３　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である2.63mを超えた状態で、沼の端地点上流の水位観測所の水位の状況から、沼の端地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である 2.63m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル３大雨警報が発表され、勇払川の洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（※レベル３大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②沼の端地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。	【24時間雨量210㎜】 ・あけぼの町の一部 ・北栄町の一部 ・ウトナイ北の一部 ・ウトナイ南の一部 ・沼ノ端中央の一部 ・字沼ノ端の一部 ・字柏原の一部 ・字勇払の一部 ・字弁天の一部 ※浸水深が0.5ｍを超える予想がされている地区 以下の地区は状況により避難を判断する地区 ・あけぼの町・拓勇西町 ・拓勇東町　・北栄町 ・ウトナイ北・ウトナイ南 ・沼ノ端中央・字沼ノ端 ・字柏原・字勇払・字弁天 【24時間雨量439㎜】 ・三光町の一部 ・新明町の一部 ・明野新町の一部 ・柳町の一部 ・新開町の一部 ・あけぼの町 ・一本松町の一部 ・晴海町の一部 ・明野元町の一部 ・拓勇西町の一部 ・拓勇東町の一部 ・北栄町の一部 ・ウトナイ北の一部 ・ウトナイ南の一部 ・沼ノ端中央の一部 ・東開町の一部 ・字沼ノ端の一部 ・字植苗の一部 ・字柏原の一部 ・字勇払の一部 ・字弁天の一部 ※浸水深が0.5ｍを超える予想がされている地区
【警戒レベル４】 避難指示	レベル４氾濫危険情報やレベル４大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル４避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル４避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 ＜確認情報・計測情報＞ １　勇払川の沼の端水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である3.20mに到達した場合 ２　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ①　堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞	

	３　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である2.80mを超えた状態で、沼の端地点上流の水位観測所の水位の状況から、沼の端地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である 2.80m を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　レベル４大雨危険警報が発表され、勇払川の洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（※レベル４大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②　沼の端地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 ＜確認情報＞ １　堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞ ２　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）である 4.44m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ３　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ４　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、沼の端地点上流の水位観測所の水位の状況から、沼の端地点で氾濫のおそれがある場合 ５　勇払川の沼の端水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、勇払川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 ６　レベル５大雨特別警報が発表され、勇払川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル５大雨特別警	

	報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ※これらの情報は、レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準１～２に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル５氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[大雨]）を発表することとなっており、レベル５氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル５緊急安全確保を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

※水位観測所等の詳細は「Ｐ23　主要水位・雨量観測所一覧」を参照

【避難先】
明野小学校、明野中学校、苫小牧総合経済高等学校、拓進小学校、青翔中学校、拓勇小学校、ウトナイ小学校、ウトナイ中学校、沼ノ端小学校、沼ノ端中学校、植苗小中学校、勇払小学校、勇払中学校

（３）安平川（水位周知河川）

区　　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	レベル３氾濫警戒情報やレベル３大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル３高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル３水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する場合等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 <確認情報・計測情報> １　安平川の源武橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である8.22ｍ又は、安平橋水位観測所の水位が避難判断水位である28.11ｍに達した場合 ２　安平川の源武橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ①　堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 <推定・予測情報> ３　安平川の源武橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である7.58m又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である27.28ｍを超えた状態で、源武橋地点又は安平橋地点上流の水位観測所の水位の状況から、源武橋地点又は安平橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　安平川の源武橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）である 7.58m 又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 27.28ｍを超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　レベル３大雨警報が発表され、安平川の洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（※レベル３大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②　源武橋又は安平橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。	【24時間雨量210㎜】 【24時間雨量439㎜】 ・字柏原の一部 ・字静川の一部 ・字弁天の一部 ・字勇払の一部

【警戒レベル４】 避難指示	レベル４氾濫危険情報やレベル４大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル４避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル４避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 ＜確認情報・計測情報＞ １　安平川の源武橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である8.49m又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である28.44mに到達した場合 ２　安平川の源武橋水位観測所の水位又は、安平橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ①　堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ３　安平川の源武橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である8.22m又は、安平橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である28.11mを超えた状態で、源武橋地点又は安平橋地点上流の水位観測所の水位の状況から、源武橋地点又は安平橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 ４　安平川の源武橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル３水位）である 8.22m 又は、安平橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 28.11mを超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　レベル４大雨危険警報が発表され、安平川の洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（※レベル４大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②　源武橋又は安平橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 ＜確認情報＞ １　堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行	

	や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞ ２　安平川の源武橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）である9.47m又は、安平橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）である29.17mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ３　安平川の源武橋水位観測所の水位又は、安平橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①　樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ４　安平川の源武橋水位観測所の水位又は、安平橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、源武橋地点又は安平橋地点上流の水位観測所の水位の状況から、源武橋地点又は安平橋地点で氾濫のおそれがある場合 ５　安平川の源武橋水位観測所の水位又は、安平橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、安平川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合 ６　レベル５大雨特別警報が発表され、安平川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル５大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ※これらの情報は、レベル５氾濫発生情報やレベル５大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準１～２に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル５氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[大雨]）を発表することとなっており、レベル５氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル５緊急安全確保を発令すること。 ※発令基準例５、６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

※水位観測所等の詳細は「Ｐ23　主要水位・雨量観測所一覧」を参照

【避難先】
明野小学校、明野中学校、苫小牧総合経済高等学校、拓進小学校、青翔中学校、拓勇小学校、ウトナイ小学校、ウトナイ中学校、沼ノ端小学校、沼ノ端中学校、植苗小中学校、勇払小学校、勇払中学校

（４）避難情報の判断基準運用上の留意事項

避難情報を発令する際の基準としては、観測される水位も重要な判断材料とするが、以下のように必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的な判断を行う。

また、水位周知河川以外の河川における避難判断についても、同様に水位情報等に加え、以下に掲げる事項に留意し、避難の判断を行う。

- 河川の上流部でどのような状況となっているのか（河川管理者等の関係機関との連携）
- 近隣自治体及び他の河川で災害が発生していないか
- 大雨域はどのあたりまで接近しているのか（気象レーダーで観測された強雨地域等の情報）
- 巡視等により自ら得た現地の情報
- 避難行動をとるための時間的猶予はあるか

7　避難指示等の解除基準

≪水位周知河川≫

水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

≪その他河川、水路・下水道等≫

当該河川の洪水キキクルで示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については浸水キキクルで示される危険度が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8　協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）気象台 【電話番号　0143-22-0002】	・気象の警報等に関すること。
室蘭開発建設部防災対策官 【電話番号　0143-25-7052】	・国管理河川施設に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
室蘭開発建設部苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号　0144-57-9800】	・直轄施設の被害情報に関すること。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部用地管理室維持管理課 【電話番号　0143-24-9542】	・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局 地域創生部危機対策室 【電話番号　0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

９　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を有機的に活用し、情報を伝達するものとする。

<table>
<tr><th>伝達先</th><th colspan="2">伝達手段</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>テレビ視聴者</td><td rowspan="3">北海道防災情報システムへの入力Ｌアラート経由でマスメディアへ情報提供</td><td>テレビ放送</td><td rowspan="3">総括部災害総括班
（危機管理室）</td></tr>
<tr><td>ラジオ聴取者</td><td>ラジオ放送</td></tr>
<tr><td>市内に滞在する携帯電話
保持者</td><td>緊急速報
メール</td></tr>
<tr><td>ＰＣユーザー・携帯電話
保持者</td><td colspan="2">ホームページ・フェイスブック・ＬＩＮＥ・登録制メール（苫小牧市防災メール）</td><td>総括部災害総括班
（危機管理室）
秘書報道広聴部秘書広聴広報班（秘書課、協働男女平等参画室、未来創造戦略室、シティープロモーション課）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">住民</td><td colspan="2">防災行政無線（同報系）</td><td>総括部災害総括班
（危機管理室）</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報車</td><td>広報調査部各広報調査班
（資産税課、行財政改革推進室）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防車</td><td rowspan="2">消防部（消防本部）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防サイレン</td></tr>
<tr><td>要配慮施設（※）</td><td colspan="2">電話又はＦＡＸ</td><td>※第１救援対策部第１庶務班（総合福祉課）</td></tr>
<tr><td>町内会、自主防災組織
（避難支援関係者）</td><td colspan="2">電話又はＦＡＸ</td><td>※総括部災害総括班
（危機管理室）
※総括部動員班
（地域活動支援室）</td></tr>
<tr><td>胆振総合振興局
室蘭開発建設部
札幌管区（室蘭地方）気象台
苫小牧警察署</td><td colspan="2">電話</td><td>総括部災害総括班
（危機管理室）</td></tr>
</table>

※要配慮者利用施設に対して、警戒レベル３高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10　避難情報等の伝達文

太字以外は、ホームページやフェイスブックなどでの伝達を想定している。

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！） **■こちらは、ぼうさい　とまこまいです。** **■●●川が増水し氾濫するおそれがあるため、●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。** **■●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。** ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

（２）【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！） **■こちらは、ぼうさい　とまこまいです。** **■●●川が増水し氾濫するおそれが高まったため、●●地区洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。** **■●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、●●地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。** ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険だ場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5

（３）【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫は切迫している状況） **■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）** **■こちらは、ぼうさい　とまこまいです。** **■●●川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。** **■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。** **（河川氾濫を確認した状況）** **■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）** **■こちらは、ぼうさい　とまこまいです。** **■●●川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である●●地区※2）に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。（注）** **■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。** （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度の場合

（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度》

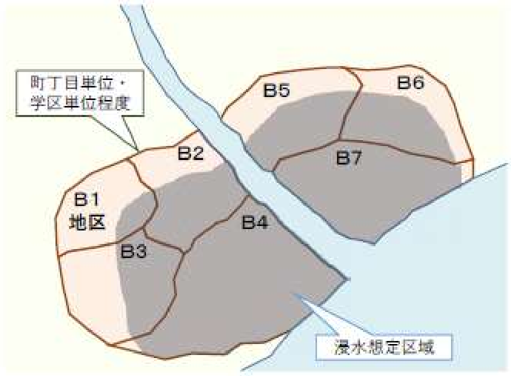

（発令対象：「Ｂ１～Ｂ７地区の浸水想定区域」）

※２　浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合

《浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度》

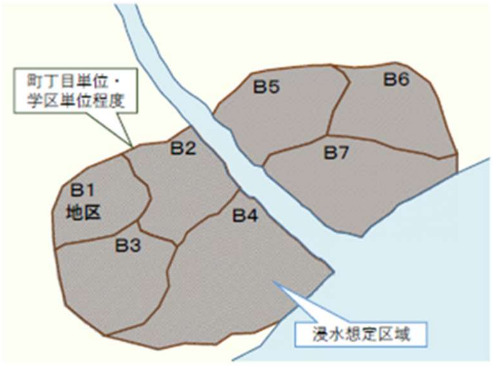

（発令対象：「浸水が想定されるＢ１～Ｂ７地区」）

※３　この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

②自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※４　地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※５　警戒レベル５緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

　他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

　内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所から

の避難を呼びかける。

※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地に居る人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

（４）緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：警戒レベル４避難指示 ●●／●●　●●：●● 地区：●●地区 避難所：●●小学校、●●会館 理由：●●川氾濫のおそれ 備考：●●地域の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である●●地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

11　主要水位・雨量観測所一覧

【水位周知河川の基準観測所】

河　川　名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫発生水位
苫小牧川	高　丘	7.09m	7.94m	8.70m	8.90m	9.12m	9.73m
勇払川	沼の端	2.12m	2.63m	2.80m	3.20m	3.23m	4.44m
安平川	安平橋	26.58m	27.28m	28.11m	28.44m	28.61m	29.17m
	源武橋	6.77m	7.58m	8.22m	8.49m	8.99m	9.47m

※担当官署　胆振総合振興局室蘭建設管理部

【その他の水位・雨量観測所】 f

河川名	水位観測所	種別	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
勇払川	ウトナイ下流	水位	苫小牧字植苗2番地先河川敷	2.23m	2.70m	2.90m	ー
美々川	ウトナイ上流	水位	苫小牧市字植苗150番地3号地先河川敷	2.33m	2.70m	2.90m	ー
美々川	美々	雨量	苫小牧市字美沢地先河川敷	ー	ー	ー	ー
錦多峰川	錦多峰	水位	苫小牧市字錦岡地先河川敷	11.94m	12.93m	14.13m	ー
苫小牧幌内川	三光町	水位	苫小牧市三光地先河川敷	3.28m	4.38m	5.62m	ー

巻末資料　洪水浸水予測図（ハザードマップ）①

苫小牧川　洪水ハザードマップ

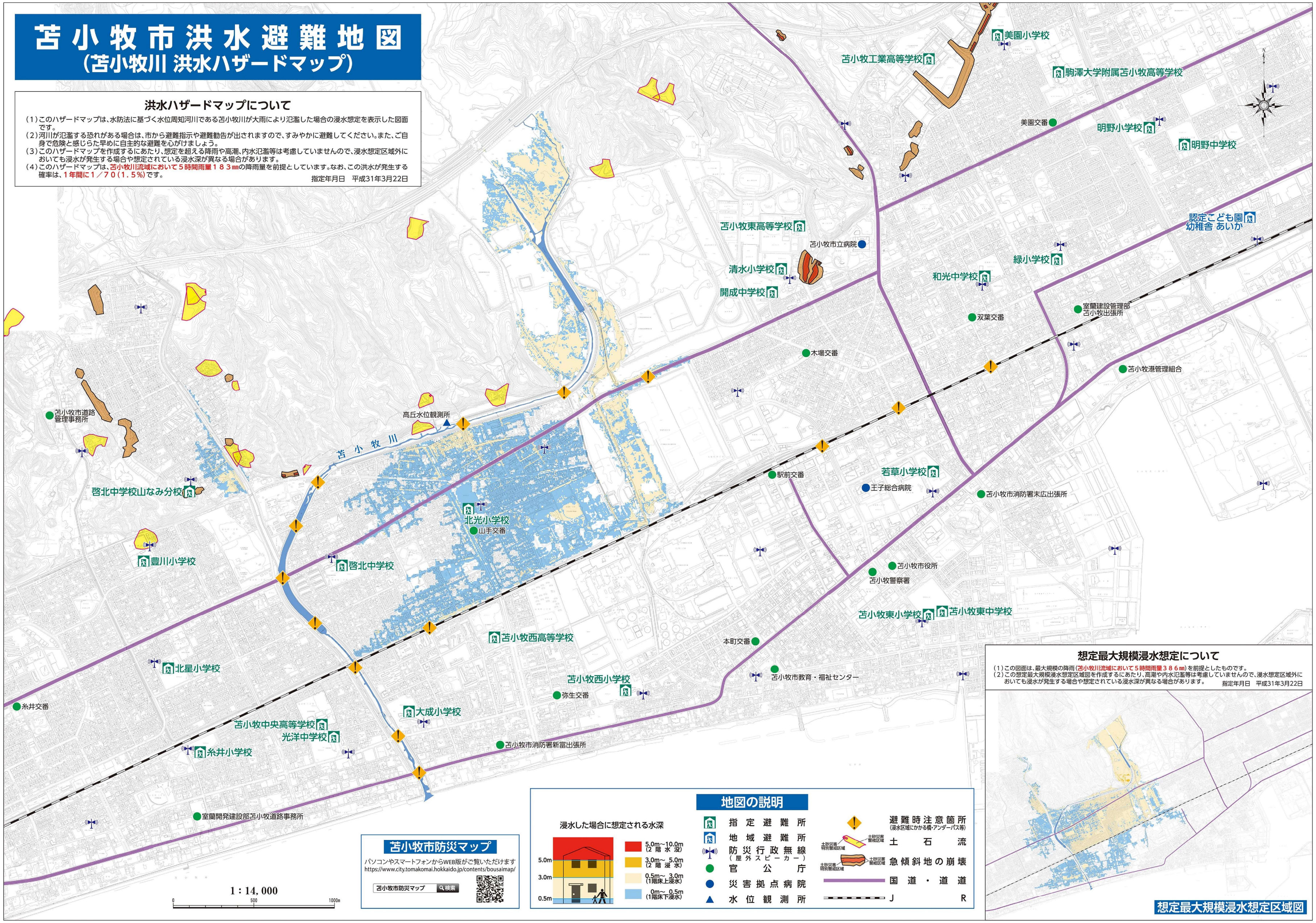
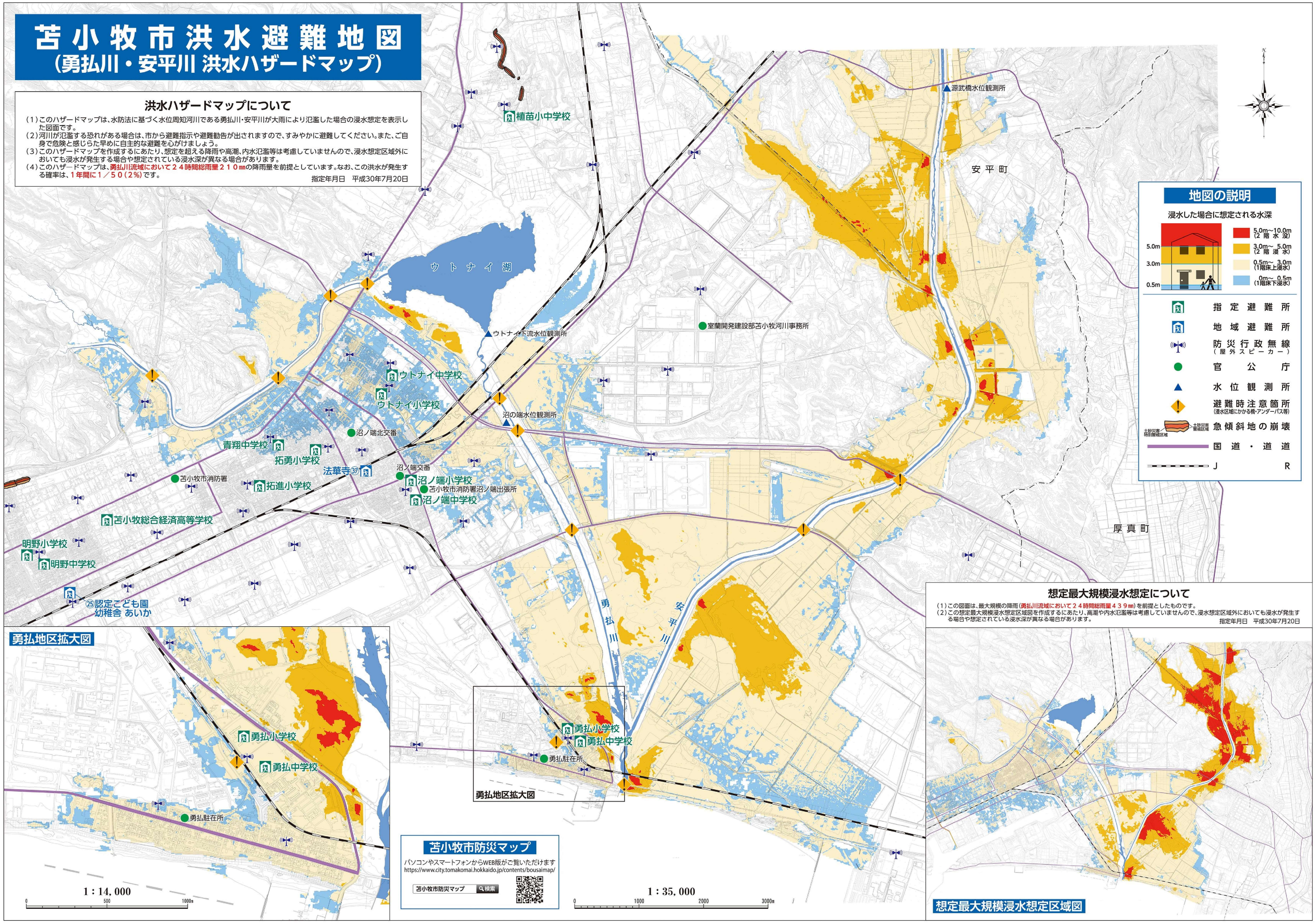
巻末資料　洪水浸水予測図（ハザードマップ）②
勇払・安平川　洪水ハザードマップ